

社会福祉法人佐賀整肢学園役員等報酬規程

(平成 29 年 1 月 30 日議決)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人佐賀整肢学園（以下、「当法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び会計監査人等（以下、「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員等とは、当法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員等をいう。

3 非常勤役員等とは、当法人職員ではなく、職員給与の支給を受けていない役員等をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等への報酬等の支給については、勤務形態に応じて、次のとおりとする。

(1) 常勤役員等については、報酬及び退職慰労金を支給しない。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び在職期間に応じた退職慰労金を支給する。

2 役員等の職を兼務している場合、前項第 2 号に規定する報酬及び退職慰労金については、主たる職に対して支給することとし、重複した支給は行わない。

(報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表 1 に定める額

(2) 退職慰労金については、別表 2 に定める額

2 役員等の職が変更となった場合、前項第 2 号に規定する退職慰労金の在職期間については、前職からの期間を通算することができる。

(報酬等の支給の方法及び形態)

第 5 条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議への出席並びに法人及び施設業務に従事した都度、現金にて支給する。

(報酬の総額)

第 6 条 定款第 8 条及び定款第 22 条に定める、評議員及び役員の一人名あたりの各年度の報酬の総額は、次のとおりとする。

(1) 評議員 100,000 円以内

(2) 役員 1,000,000 円以内

(費用弁償)

第 7 条 役員等が法人及び施設業務を行う場合又は旅行の依頼を受けた場合の費用弁償としての旅費の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員等については、その旅費は職員として受ける旅費に相当する額とし、各施設の旅費規程

に基づき支給する。

(2) 非常勤役員等については、別表 3 に定める額とし、旅費の支給等については、「佐賀整肢学園こども発達医療センター職員の旅費に関する規程」の例による。

2 役員等の職を兼務している場合、前項第 2 号に規定する旅費については、主たる職に対して支給することとし、重複した支給は行わない。

(公表)

第 8 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（平成 29 年 1 月 30 日議決）

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 社会福祉法人佐賀整肢学園役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程（平成 14 年 3 月 22 日議決）は廃止する。
3. 役員手当支給に関する規則（昭和 38 年 6 月 27 日議決）は廃止する。

別表1（第4条関係：非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	25,000円

(2) 理事

区分	日額
理事会等会議への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	25,000円

(3) 監事

区分	日額
理事会及び監事監査等への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	25,000円

(4) 評議員選任・解任委員

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	25,000円

(5) 会計監査人

区分	日額
監査報酬	理事会において定められた額
上記の他、法人及び施設業務への従事	上記に含めるため支給しない

(6) 理事長から特に出席の依頼を受けた者

区分	日額
法人及び施設業務への従事	理事長が別に定める額

別表 2 (第 4 条関係 : 非常勤役員等の退職慰労金)

(1) 評議員

区分	退職慰労金額
在職期間 4 年以内	30,000 円
在職期間 4 年超 8 年以内	50,000 円
在職期間 8 年超	100,000 円

(2) 理事

区分	退職慰労金額
在職期間 4 年以内	30,000 円
在職期間 4 年超 8 年以内	50,000 円
在職期間 8 年超	100,000 円

(3) 監事

区分	退職慰労金額
在職期間 4 年以内	30,000 円
在職期間 4 年超 8 年以内	50,000 円
在職期間 8 年超	100,000 円

別表 3 (第 7 条関係：非常勤役員等の旅費)

区分	交通費		日当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)	
	車賃 (1kmにつき)	公共交通機関		甲地方	乙地方
理事長	37円	佐賀整肢学園こども発達医療センター職員の旅費に関する規程に基づき支給	3,300円	16,500円	14,900円
役員(理事長を除く)	37円		3,000円	14,800円	13,300円
評議員 評議員選任・解任委員	37円		3,000円	14,800円	13,300円
出席又は旅行の依頼を受けた者	37円		2,600円	13,100円	11,800円
会計監査人	支給しない				